



第117期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されております。多くの方がご来場される集会等は集団感染のリスクが高いとされており、議決権の行使は郵送・インターネット等で行い、当日のご来場を自粛いただくことをご検討ください。

■日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時

（午前9時に開場いたします。
開会間際は大変混雑いたしますので、
お早めにお越しください。）

■場所

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

当行本店 3階 大会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

第117期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
第117期事業報告	5
第117期計算書類	23
第117期連結計算書類	25
監査報告書	27
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	33
第2号議案 定款一部変更の件	35
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	43
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	48
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	52
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	53
第7号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	53

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

株式会社 北日本銀行

取締役頭取 石 塚 恭 路

第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、**2021年6月24日（木曜日）午後5時10分までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

2. 場 所 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号
当行本店 3階 大会議室

3. 株主総会の目的である事項

- 報 告 事 項**
- 第117期 （2020年4月1日から
2021年3月31日まで） 事業報告および計算書類の内容報告の件
 - 第117期 （2020年4月1日から
2021年3月31日まで） 連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時10分までに到着するようにご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

後記4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト、もしくは当行指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2021年6月24日（木曜日）午後5時10分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

(3) 重複行使の取扱い

書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.kitagin.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

（事業報告）

① 当行の新株予約権等に関する事項

② 業務の適正を確保する体制

（計算書類）

③ 株主資本等変動計算書

④ 個別注記表（計算書類の注記）

（連結計算書類）

⑤ 連結株主資本等変動計算書

⑥ 連結注記表（連結計算書類の注記）

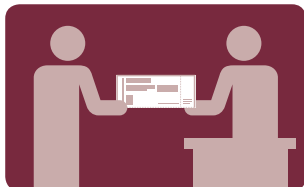
したがって、本招集ご通知の事業報告、計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.kitagin.co.jp/>）に掲載させていただきます。

■ 議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2021年6月25日(金) 午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

議決権行使書用紙



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。

行 使 期 限 2021年6月24日(木) 午後5時10分到着

議決権行使書用紙の記入方法

議 案
賛
否

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

議 案
賛
否

このような場合は無効となります。

賛成、反対の両方に○印をつけた場合

インターネット



詳細は次ページをご覧ください

次ページの案内に従って、行使期限までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

行 使 期 限 2021年6月24日(木) 午後5時10分



インターネットによる議決権行使に関する
お問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては
右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル



0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も受付）

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合

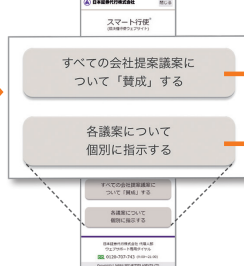
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ステップ 1



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

ステップ 2



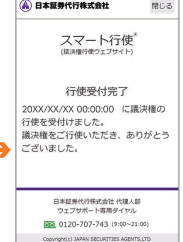
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

ステップ 3



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

ステップ 4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

ご確認ください！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、下記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。

パソコンの場合（議決権再行使の場合）

ステップ 1

議決権行使ウェブサイトへアクセス

<https://www.e-sokai.jp>



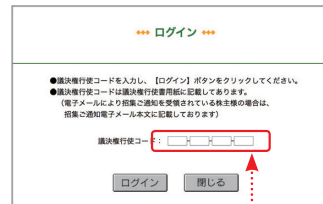
ステップ 2

インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

ステップ 3

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック
「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉
<https://www.e-sokai.jp>へ遷移します。



議決権行使書用紙左下に記載された「議決権行使コード」を入力してログイン後、「パスワード」を入力

〔ご注意事項〕

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。
- 書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(添付書類)

第117期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び連結子会社2社で構成され、銀行業務を中心にクレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

金融経済環境

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて内外経済活動に大きな下押し圧力がかかり、リーマンショック後の2009年以来となるマイナス成長に陥りました。

金融市場においては、長期金利は、1年を通じ概ねゼロ近辺で推移し、3月には日銀による長期金利の変動許容幅拡大の思惑が高まり一時0.175%まで上昇する場面もありましたが、コロナ禍におけるイールドカーブの低位安定が示されるとともに、上昇は沈静化しました。為替は、ドル円相場において2020年内は緩やかな円高ドル安の流れが続きましたが、1月の緊急事態宣言再発出により一時102円台半ばまで円高が進みました。それ以降は米国における大規模な財政政策への期待感の高まりから、米長期金利が上昇したことを受けて110円台まで反発しました。日経平均株価は、米国株高にけん引され上昇傾向が続き、2月中旬には30年以上ぶりに3万円台の大台を回復しました。その後は、米国の金利上昇への警戒や、日銀のETF買入方針の転換などにより3万円前後でもみ合いが続き、2021年3月末の終値は2万9,178円となりました。

当行の主な営業エリアである岩手県内経済においては、新型コロナウイルス感染症の影響により全体的には悪化傾向にあったものの、年度末には個人消費や生産活動を中心に若干の底入れの動きがみられました。

事業の経過及び成果

このような経済情勢のもと、当行は新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さまに対する支援をより一層強化することを目的に、2020年4月に「地域経済支援チーム」を立ち上げ、本部横断組織として「金融支援関連」「本業支援関連」「経営支援全般」について、お客さまへの迅速な支援を最優先に取り組んでまいりました。

また、当行グループは、2020年4月より新たな中期経営計画「『Design The Future:2023』～お客さまの”今”を支え、ともに”明日”を拓く～」を掲げ、10年ビジョン「豊かな人間力と創造的開発力で、未来をデザインする”ユニークバンク”」に向かう第1フェーズとして経営

基盤の強化を図っております。このスローガンには、当行がお客さまと未来志向・思考の関係を築くことで、存在意義・価値を高め、お客さまのありたい未来に向けた課題解決をサポート（デザイン）するという思いを込めており、「ポートフォリオ戦略に基づく収益強化」、「経営と営業のquality強化」、「Human×ITによる顧客利便性の向上」、「持続可能な営業体制の再構築」、「働きがい×やりがい×モチベーション」の5つの基本方針を掲げ、役職員が一丸となって取り組んでおります。なお、今中期経営計画の基本方針の一つである「Human×ITによる顧客利便性の向上」に取り組むため、2021年1月に新たに「デジタル戦略室」を立ち上げ、頭取直下の組織体制のもと6名の専門スタッフにより、顧客利便性の向上や、行内業務の効率化に向けた様々な施策に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症に対する取組みとしては、休日の相談窓口や24時間受付可能な専用メールアドレスの設置など、相談受付の態勢を整備いたしました。また、「実質無利子・無担保融資」やプロパー融資、ならびに条件変更への柔軟な対応等を通じ、同ウイルスにより影響を受けられたお客さまへの金融支援に積極的に取り組みました。加えて、当行営業エリアの医療機関等への支援を目的に、お客さまのお取引に応じて当行が寄付金を拠出する「きたぎん医療応援キャンペーン」「きたぎん応援寄付キャンペーン」を実施し、多くのお客さまのご賛同をいただき1千万円超の寄付を実施いたしました。

人材活用への取組みでは、ビジネスカジュアルウェア着用での勤務を可能とすることで、従来の働き方や既成概念に捉われない発想や自律的かつ柔軟な対応、多様な価値観を尊重する職場環境づくりに取り組みました。また、従業員の健康保持・増進やワークライフバランスの実現に向けた取組みを進めたことにより、経済産業省及び日本健康会議が実施している「健康経営優良法人認定制度」の大規模法人部門「健康経営優良法人」に認定されました。

店舗関係では、高度化・多様化するお客さまのニーズにスピーディーかつ的確に対応することを目的に、効率的な店舗・人員戦略を通じ営業力強化を図るため、2020年4月に保険相談専門店の2号店となる「盛岡北コンサルティングプラザ」を開設するとともに、2020年10月より水沢地区におけるエリア営業体制を開始し、更に仙北町支店・江釣子支店・湊支店・上田支店の4店舗を店舗内店舗としてそれぞれの母店に統合いたしました。また、店舗外ATMは、新たに3か所を設置する一方で、4か所を廃止するなど再配置を行いました。この結果、当行の店舗数は77店舗、店舗外ATMは165か所となりました。

SDGs・ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取組みとしては、持続可能な地域社会の実現と、当行グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するために、「きたぎんグループSDGs宣言」を制定・公表いたしました。この取組みの一環として、寄付型私募債等の積極的な引き受けにより、地域の教育機関や、SDGs関連団体への寄付を実施いたしました。また、当行の拠出により運営している親睦団体「北銀ふるさと大学」の一部閉校に伴う残余財産約5百万円を社会福祉協議会等へ寄付いたしました。

以上の取組みの結果、次のような業績を収めることができました。

業容面では、預金（譲渡性預金含む）は、個人預金や法人預金の増加などにより、当連結会計年度末残高は前期比786億円増加し1兆3,939億円となりました。貸出金は、事業性貸出金や住宅ローンの増加などにより、当連結会計年度末残高は前期比429億円増加し9,441億円となりました。有価証券は、国内外の投資環境や市場動向に留意した取組みの結果、当連結会計年度末残高は前期比71億円増加し3,564億円となりました。

収益面では、当連結会計年度の経常収益は、資金運用収益が減少したものの、リース関連収入が増加したことなどにより、前期比7億18百万円増加し224億12百万円となりました。また、経常費用は、営業経費が減少したものの、貸倒引当金繰入額の増加や、リース関連費用の増加などにより、前期比2億95百万円増加し196億1百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比4億23百万円増加し28億11百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比2億31百万円増加し15億22百万円となりました。

対処すべき課題

当行の主たる営業エリアである岩手県は、感染防止商品や日用品等の巣ごもり需要や食料品、テレワーク等の増加に伴うパソコン関連商品等の需要拡大からやや持ち直しの動きが見受けられるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い全体として悪化傾向が続いております。このような状況の中、当行を取り巻く経営環境は、低金利環境の長期化や、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない現状から引き続き厳しい状況が予想されます。

2020年4月よりスタートした中期経営計画「『Design The Future:2023』～お客さまの”今”を支え、ともに”明日”を拓く～」も2年目を迎え、お客さまの”今”を支える体制として、2021年4月より営業統括部内に「事業コンサルティング室」を設置し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さまに対する支援を”資金繰り支援”から”本業支援”へ転換し、顧客起点の課題解決を徹底推進する体制を整備いたしました。

更に、SDGs・ESGを意識した各種施策に積極的に取り組むとともに、コーポレートガバナンス体制の一層の強化に努め、持続的な成長性と収益性を確保できる経営基盤を構築してまいります。

2022年2月に80周年を迎える節目の今期において、“庶民金融”といった創業の意義を再認識し、コロナ禍の地元経済を支えるとともに、地域とともに当行が発展していけるよう、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、皆さまの一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	25,663	21,771	21,694	22,412
経常利益	2,472	2,539	2,388	2,811
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,622	1,304	1,291	1,522
包括利益	1,636	1,372	△1,731	5,480
純資産額	71,022	71,921	69,422	74,476
総資産	1,426,039	1,434,615	1,405,248	1,665,633

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	1,337,806	1,346,322	1,313,940	1,392,513
定期性預金	643,857	627,215	589,727	582,141
その他	693,948	719,107	724,213	810,372
社 債	3,000	—	—	—
貸 出 金	890,770	911,031	906,791	950,597
個人向け	350,527	358,195	362,932	374,949
中小企業向け	316,755	332,529	331,089	378,902
その他	223,487	220,307	212,769	196,745
商 品 有 価 証 券	219	135	103	97
有 価 証 券	368,946	365,643	350,241	357,436
国 債	92,187	78,902	56,096	49,495
その他	276,758	286,741	294,145	307,940
総 資 産	1,424,923	1,432,341	1,402,668	1,662,154
内 国 為 替 取 扱 高	4,522,115	4,470,159	4,456,126	4,269,879
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 269	百万ドル 387	百万ドル 462	百万ドル 443
経 常 利 益	2,142	2,582	2,115	2,617
当 期 純 利 益	1,409	1,433	1,148	1,463
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 164 64	円 銭 167 45	円 銭 135 76	円 銭 173 30

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1 株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。なお、期中の平均発行済株式数については自己株式を控除しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀行業	リース業	クレジットカード業・ 信用保証業
使 用 人 数	840人	7人	6人

- (注) 1. 使用人数は、当企業集団から企業集団外への出向者を除いております。また、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 当年度末における平均年齢は銀行業39歳10ヶ月、リース業51歳4ヶ月、クレジットカード業・信用保証業50歳11ヶ月、平均勤続年数は銀行業17年0ヶ月、リース業13年9ヶ月、クレジットカード業・信用保証業16年9ヶ月であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業
当 行

	当 年 度 末		主要な営業所
	店	うち出張所	
岩 手 県	57	(ー)	本店営業部ほか
青 森 県	5	(ー)	青森支店ほか
秋 田 県	2	(ー)	秋田支店ほか
宮 城 県	10	(ー)	仙台支店ほか
福 島 県	2	(ー)	福島支店ほか
東 京 都	1	(ー)	東京支店
合 計	77	(ー)	

ロ リース業

きたぎんリース・システム株式会社 : 本社 (盛岡市)

ハ クレジットカード業・信用保証業

きたぎんユーシー株式会社 : 本社 (盛岡市)

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	630
リース業	2
クレジットカード業・信用保証業	－
合計	633

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
きたぎんユーシー 株式会社	岩手県盛岡市材木町 2番23号	クレジットカード 信用保証業務	百万円 20	% 100.00	子会社
きたぎんリース・ システム株式会社	岩手県盛岡市材木町 2番23号	リース業務 計算受託業務	百万円 80	% 100.00	子会社

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFI S経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、統合ATMセンター経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐 藤 安 紀	取 締 役 会 長 (代 表 取 締 役)		
石 塚 恭 路	取 締 役 頭 取 (代 表 取 締 役) (監査部、デジタル戦略室担当)		
佐 藤 達 也	専 務 取 締 役 (審査部、市場運用部、事務システム部担当)		
瀬 川 光 夫	常 務 取 締 役 (総務部、人事部、リスク管理部担当)		
下 村 弘	常 務 取 締 役 営 業 統 括 部 長 (営業統括部、経営企画部担当)		
太 田 稔	取 締 役 員 (社 外 役 員)	学校法人盛岡大学 顧問	
村 田 嘉 一	取 締 役 員 (社 外 役 員)		
浜 平 忠	取 締 役 員 審 査 部 長		
小 寺 雄 太	取 締 役 員 経 営 企 画 部 長		
石 川 公 喜	常 勤 監 査 役		

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柴 田 義 春	監 査 役 (社 外 役 員)	第一商事株式会社 代表取締役社長	
山 添 勝 寛	監 査 役 (社 外 役 員)	株式会社岩手日報社 顧問、学校法人盛岡 大学理事長	
小笠原 弘 治	監 査 役 (社 外 役 員)	株式会社マルイチ 代表取締役会長	
(当事業年度中に退任した役員)			
菊 池 敬	常 勤 監 査 役		2021年2月17日 辞任により退任
杣 顕	取 締 役 監 査 部 長		2021年3月31日 辞任により退任

- (注) 1. 取締役のうち太田稔及び村田嘉一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
また、取締役太田稔及び村田嘉一の両氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役のうち柴田義春、山添勝寛及び小笠原弘治の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、監査役柴田義春、山添勝寛及び小笠原弘治の3氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当事業年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。
4. 当事業年度中に新たに就任した取締役
2020年6月25日開催の第116期定時株主総会において、小寺雄太氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行では、以下の通り方針及び手続を取締役会の決議により定める「取締役報酬規程」、監査役会決議により定める「監査役報酬規程」に規定しております。

なお、2013年6月21日開催の第109期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額200百万円以内（うち、社外取締役10百万円。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額を年額60百万円以内とすること、また、2019年6月25日開催の第115期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し、上記取締役の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式に係る報酬を支給することとし、その総額は年額60百万円以内とすることを決議しております。

イ 方針

社外取締役を除く取締役に対しては、報酬を「確定金額報酬」、「賞与」及び「譲渡制限付株式報酬」の構成とし、社外取締役に対しては「確定金額報酬」とし、取締役が株主と利害共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、世間水準、経営内容及び職員の給与等とのバランスを考慮し、株主総会において決議する年額報酬額の範囲内で決定しております。

監査役に対しては「確定金額報酬」とし、世間水準、経営内容及び職員の給与等とのバランスを考慮し、株主総会において決議する年額報酬額の範囲内で決定しております。

ロ 手続

取締役の報酬については、報酬の客観性や透明性を確保することを目的に、社外取締役、社外監査役及び取締役会議長で構成される報酬諮問委員会において報酬等について審議のうえ取締役会へ答申しております。取締役会ではその答申を踏まえ、役位ごとの確定金額報酬の支給額、当行の前期業績及び取締役の個人別の実績評価等に基づく各取締役の短期の業績連動報酬(賞与)の支給額及び譲渡制限付株式に係る報酬の額及び割当株式数について、決定方針との整合性を含めた検討を行ったうえで決議し決定しております。なお、当該業績連動報酬に係る指標について明確な基準はございません。

監査役の報酬については、常勤、非常勤毎の確定金額報酬の支給額について、各監査役の協議により決定すると規定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	10名	166	106	21	39
監査役	5名	30	30	—	—
計	15名	196	136	21	39

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含んでおります。
3. 報酬等には以下のものを含んでおります。
- (1) 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
- (2) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額であります。
4. 報酬等には社外役員に対する報酬等を含んでおります。
5. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与30百万円を含んでおりません。
6. 取締役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
- (1) 年額200百万円（うち社外取締役の報酬額は年額10百万円）
（2013年6月21日開催の第109期定時株主総会決議）
使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）であります。
- (2) 年額60百万円、当行普通株式の総数年35,000株以内
（2019年6月25日開催の第115期定時株主総会決議）
上記（1）とは別枠で社外取締役以外の取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することについて承認いただいております。
当該定時株主総会終結時点での取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名であります。
7. 監査役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
年額60百万円（2013年6月21日開催の第109期定時株主総会決議）
当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は5名であります。

(3) 責任限定契約

当行は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、法律上の損害賠償金または争訟費用を負担することによって生じる損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当行取締役及び当行監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当行が負担しております。

なお、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、「取締役・監査役の選解任に関する基準及び手続細則」において解任基準を定めております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
太 田 稔	学校法人盛岡大学顧問
村 田 嘉 一	該当事項はありません。
柴 田 義 春	第一商事株式会社代表取締役社長
山 添 勝 寛	株式会社岩手日報社顧問、学校法人盛岡大学理事長
小笠原 弘 治	株式会社マルイチ代表取締役会長

(注) 柴田義春氏が代表取締役社長を務める第一商事株式会社、山添勝寛氏が顧問を務める株式会社岩手日報社及び小笠原弘治氏が代表取締役会長を務める株式会社マルイチとの間に貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
太 田 稔	18年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。	大学理事長として培われた知識・経験等により、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。
村 田 嘉 一	9年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席しました。	企業経営者として培われた知識・経験等により、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。
柴 田 義 春	16年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席しました。	企業経営者として培われた知識・経験等により、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。 加えて、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。
山 添 勝 寛	12年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席しました。	企業経営者として培われた知識・経験等により、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。 加えて、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
小笠原 弘 治	9年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席しました。	企業経営者として培われた知識・経験等により、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。 加えて、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16	－

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 社外役員に対する報酬等は、固定報酬のみであります。

(4) 社外役員の意見

上記 (1) から (3) に掲げる内容に対する意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	12,000千株
発行済株式の総数	8,793千株

(2) 当年度末株主数 8,491名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	462 ^{千株}	5.47%
日本カストディ銀行株式会社（信託口）	443	5.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	390	4.61
北日本銀行従業員持株会	185	2.20
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	151	1.78
住友生命保険相互会社	136	1.61
S M B C 日興証券株式会社	124	1.47
東京海上日動火災保険株式会社	100	1.18
日本カストディ銀行株式会社（信託口5）	93	1.11
カメイ株式会社	91	1.07

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は自己株式343,780株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を 受けた者の人数	株式の数
取締役(社外役員を除く。)	8名	21,200株
社外取締役	—	—
監査役	—	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北 光 監 査 法 人 代表社員 佐々木 政 徳 代表社員 岩 根 洋 介	41	監査役会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数・人員などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

- (注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は41百万円であります。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその職務遂行の継続が困難と認められる場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会へ提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任し、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第117期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目					金 額	科 目					金 額
(資 産 の 部)						(負 債 の 部)					
現 金	預 け	金			316,346	預 金					1,392,513
現 預 け		金			24,279	当 座 預 金					38,287
コ ー ル 口 一 債		金			292,066	普 通 預 金					737,291
買 入 金 口 一 債		金			10,238	貯 蓄 預 金					15,673
商 品 有 価 証		金			296	通 知 預 金					6,635
商 品 有 価 証		金			97	定 期 預 金					572,548
金 銭 の 信 託		金			97	定 期 預 金					9,593
有 価 証		金			4,560	そ の 他 の 預 金					12,484
国 債		金			357,436	譲 渡 性 預 金					3,000
地 方 債		金			49,495	借 入 金					176,400
社 債		金			134,667	そ の 他 の 負 債					176,400
株 式 債		金			47,513	未 払 法 人 税 等					7,704
そ の 他 の 証 券		金			19,140	未 前 払 受 取 金					544
貸 出 金		形			106,619	従 業 員 預 り 金					601
割 引 手 貸 付		付			950,597	給 付 補 填 備 品					276
手 形 書 座		付			1,497	金 融 派 生 商 務					371
証 当 座		越			13,360	資 産 の 他 の 負 債					0
外 国 為 替		替			864,120	賞 与 引 当 金					24
外 取 立 他 資 産		け			71,618	退 職 給 付 引 当 金					168
そ の 他 の 資 産		用			1,255	睡 眠 延 税 金 負 債					5,715
有 形 固 定 資 産		益			1,204	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債					314
建 物		地			51	支 払 承 諾 計					21
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		産			6,477	負 債 の 部 合 計					1,590,402
無 形 固 定 資 産		用			17	(純資産の部)					
ソ フ ト ウ ェ ア		益			1,099	資 本 本 剰 余 金					7,761
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		産			5,361	資 本 本 準 備 金					4,989
前 払 倒 引 当 金		産			14,853	利 益 剰 余 金					47,911
		物			2,886	利 益 準 備 金					3,500
		地			11,093	そ の 他 の 利 益 剰 余 金					44,410
		産			873	圧 縮 積 立 金					210
		資			647	別 途 積 立 金					42,540
		産			593	繰 越 利 益 剰 余 金					1,660
		ア			53	自 己 株 式					△878
		用			976	株 主 資 本 合 計					59,783
		返			5,038	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金					6,980
		金			△6,667	土 地 再 評 価 差 額 金					4,835
						評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計					11,816
						新 株 予 約 権					152
						純 資 産 の 部 合 計					71,752
資 産 の 部 合 計					1,662,154	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計					1,662,154

第117期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目										金 額	
経	常	運	収	用	益	収	益	息			18,786
資	金	出	金	金	利	利	当	金		15,367	
	貸	証	券	一	息	配	利	息		11,812	
	有	ル	口	金	受	ン	利	息		3,371	
	コ	け	の	の	等	利	入	息		17	
	預	他	引	替	手	収	収	料		158	
役	そ	の	為	の	役	取	数	益		8	
	受	入	他	業	務	取	収	益		2,464	
そ	そ	の	他	為	替	売	買	益		824	
	外	国	等	債	券	取	却	益		1,640	
そ	の	債	他	債	常	取	立	益		329	
	償	却	債	等	権	取	却	益		106	
	株	式	の	信	託	運	用	益		223	
	金	の	他	費	経	常	収	益		625	
経	常	調	達	用	利	利	利	息		64	
資	金	金	預	金	金	利	利	息		251	
	預	渡	金	の	支	払	利	息		131	
	讓	の	性	引	等	手	費	息		177	
役	借	取	用	の	替	取	数	料		184	
	そ	他	他	業	役	取	費	用		182	
そ	支	払	為	の	務	取	用	損		0	
	の	の	価	証	券	取	費	損		0	
宮	商	品	有	債	常	取	買	損		1	
	国	債	等	債	金	取	還	損		2,617	
	の	業	引	経	金	取	入	損		134	
	貸	倒	出	当	等	取	入	損		2,483	
	株	式	式	等	信	取	入	損		111	
	株	の	の	の	の	取	入	損		0	
経	常	資	利	利	益	益	益	額		110	
特	別	定	利	利	分	分	分	却		11,942	
特	別	定	利	利	分	分	分	損		1,313	
	定	定	利	利	分	分	分	却		1,009	
	定	定	利	利	分	分	分	損		50	
税	引	前	当	期	純	利	業	却		74	
法	人	住	民	税	及	事	整	損		95	
法	税	税	税	等	調	合	合	却		9	
当	人	税	純	利	利	利	利	損		73	
	期	税	純	利	利	利	利	損		2,617	
								損		38	
								損		286	
								損		2,369	
								損		906	
								損		1,463	

第117期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	316,398	預 渡 性 預 金	1,390,913
コールローン及び買入手形	10,238	借 用 金	3,000
買 入 金 銭 債 権	296	そ の 他 負 債	177,021
商 品 有 価 証 券	97	賞 与 引 当 金	9,272
金 銭 の 信 託	4,560	役 員 賞 与 引 当 金	317
有 価 証 券	356,474	退 職 給 付 に 係 る 負 債	21
貸 出 金	944,184	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,799
外 国 為 替	1,255	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	3
リース債権及びリース投資資産	7,552	ポ イ ン ト 引 当 金	102
そ の 他 資 産	9,681	繰 延 税 金 負 債	15
有 形 固 定 資 産	14,900	再評価に係る繰延税金負債	1,450
建 物	2,886	支 払 承 諾	2,200
土 地	11,093	負 債 の 部 合 計	5,038
その他の有形固定資産	920	(純 資 産 の 部)	1,591,156
無 形 固 定 資 産	670	資 本 金	7,761
ソ フ ト ウ ェ ア	615	資 本 剰 余 金	4,989
その他の無形固定資産	55	利 益 剰 余 金	50,464
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,279	自 己 株 式	△878
繰 延 税 金 資 産	131	株 主 資 本 合 計	62,336
支 払 承 諾 見 返	5,038	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,981
貸 倒 引 当 金	△7,128	土 地 再 評 価 差 額 金	4,835
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	170
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	11,987
		新 株 予 約 権	152
		純 資 産 の 部 合 計	74,476
資 産 の 部 合 計	1,665,633	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,665,633

第117期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目										金 額	
経	常	収	益							22,412	
資	金	運	用	収	益					15,148	
	貸	出	金	利	息					11,793	
	有	価	証	券	利	息	配	当	金	3,171	
	コ	ー	ル	ン	利	息	及	び	買	入	手
	預		け	金	利	息			形	利	息
	そ	の	他	の	受	入	利	息		17	
	役	務	取	引	等	収	益			158	
そ	の	他	業	務	収	益				8	
そ	の	他	業	務	収	益				2,525	
	の	他	業	務	収	益				4,114	
	償	却	債	権	取	立	益			623	
	そ	の	他	の	経	常	収	益		64	
										558	
経	常	費	用							19,601	
資	金	調	達	費	用					192	
	預	金		利	息					182	
	讓	渡	性	預	金	利	息			0	
	借	の	他	の	支	払	利	息		8	
	そ	の	取	引	等	費	用			1	
役	務	の	他	業	務	費	用			2,083	
そ	の	他	業	務	費	用				3,558	
營	の	他	業	務	費	用				12,281	
そ	の	他	業	務	費	用				1,484	
	貸	倒	引	当	金	繰	入	額		1,149	
	そ	の	他	の	経	常	費	用		335	
経	常	利	益							2,811	
特	別	資	産	処	分	益				39	
特	別	損	失							286	
	固	定	資	産	処	分	損	失		82	
	減	損	損	損						203	
税	金	等	調	整	前	当	期	純	利	2,563	
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税
法	人	税	等	調	整	額				855	
法	人	税	等	合	計					185	
当	期	純	利	益						1,041	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期
										純	利
										益	
										1,522	
										1,522	

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 北日本銀行
取締役 会 御中

北 光 監 査 法 人

岩手県盛岡市

代 表 社 員 公認会計士 佐々木 政徳 ㊞
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 岩 根 洋 介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北日本銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 北日本銀行
取締役会 御中

北 光 監 査 法 人

岩手県盛岡市

代 表 社 員 公認会計士 佐々木 政徳 ㊞
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 岩 根 洋 介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北日本銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び北光監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社 北日本銀行 監査役会

常勤監査役 石 川 公 喜 ㊞

社外監査役 柴 田 義 春 ㊞

社外監査役 山 添 勝 寛 ㊞

社外監査役 小笠原 弘 治 ㊞

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

金融機関をとりまく経営環境の変化に備え、経営体質の強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様への安定的な配当の継続と当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式 1 株につき 金25円 配当総額 211,249,900円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月28日（月曜日）

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 1,100,000,000円
2	増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 1,100,000,000円

【第2号議案から第7号議案に共通する参考事項】

当行は、コーポレートガバナンス体制の一層の充実と、更なる企業価値向上を目的として、「監査等委員会設置会社」に移行したいと存じます。本招集ご通知の35頁から55頁に記載の第2号議案から第7号議案は、いずれも当該移行に関する議案ですので、これらを提案するにあたり、「監査等委員会設置会社」の概要および当行が「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する理由についてご説明申しあげます。

■監査等委員会設置会社の概要

- 監査等委員会設置会社とは、監査等委員を置く株式会社をいいますが、監査役や監査役会を置くことはできません。
- 監査等委員会は、3名以上の監査等委員である取締役で構成され、かつ、その過半数は社外取締役でなければなりません。また、監査等委員以外の取締役の任期は1年であるのに対して、監査等委員である取締役の任期は2年となります。
- 監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有しており、取締役の選任・解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除きます。）に関与します。また、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選任・解任や報酬について、株主総会において意見を述べる権限も有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能が強化されております。
- 監査等委員会設置会社は、定款の定めがある場合等において、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、委任を受けた取締役が業務上の意思決定を迅速に行い、機動的に業務執行することが可能になります。一方で、取締役会は業務執行者に対する監督機能を強化することが可能となります。

■移行する理由

当行は、監査等委員会設置会社に移行することで、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含みます。）に取締役会における議決権を付与し、取締役会および業務執行者に対する監査・監督機能の強化を図ることなどにより、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図ることを通じて、企業価値向上に取り組んでまいります。

■第2号議案から第7号議案について

監査等委員会設置会社に移行するためには、定款を変更する必要がありますので、第2号議案「定款一部変更の件」において、ご提案するものであります。

また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任する必要があることから、第3号議案では監査等委員以外の取締役の選任を、第4号議案では監査等委員である取締役の選任を、それぞれ提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬等の額も、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めなければならないことから、第5号議案では監査等委員以外の取締役の報酬等の額の設定を、第6号議案では監査等委員である取締役の報酬等の額の設定を、また、第7号議案では取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定を、それぞれ提案するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当行は、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを通じて、企業価値向上に取り組むため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当行定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、 次の機関をおく。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> 第5条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、 次の機関をおく。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u> 第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 第6条～第12条 （条文省略） 第3章 株主総会 第13条～第14条 （条文省略） （議 長） 第15条 株主総会の議長は取締役頭取がこれにあたる。 取締役頭取事故あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。 第16条～第18条 （条文省略） 第4章 取締役および取締役会 （員 数） 第19条 当銀行の取締役は、12名以内とする。 （新設）	第2章 株 式 第6条～第12条 （現行どおり） 第3章 株主総会 第13条～第14条 （現行どおり） （議 長） 第15条 株主総会の議長は取締役頭取がこれにあたる。 取締役頭取に事故があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。 第16条～第18条 （現行どおり） 第4章 取締役および取締役会<u>ならびに</u> <u>監査等委員会</u> （員 数） 第19条 当銀行の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、12名以内とする。 ② <u>当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(選 任) 第20条 当銀行の取締役は、株主総会において選任する。 ②～③ (条文省略) (任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) ② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設)	(選 任) 第20条 当銀行の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 ②～③ (現行どおり) (任 期) 第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> ④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会) 第22条 (条文省略) ② 取締役会に関する事項は、取締役会の定める取締役会規程による。 第23条 (条文省略) (取締役会の招集手続) 第24条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。 ② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。 (新設)	(取締役会) 第22条 (現行どおり) ② 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。 第23条 (現行どおり) (取締役会の招集手続) 第24条 取締役会の招集通知は各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。 ② 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。 (監査等委員会の招集通知) 第25条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
第25条 （条文省略） （新設） （代表取締役および役付取締役） 第26条 （条文省略） ② 前項の役付取締役は、取締役会の決議によって取締役中から選定され、取締役頭取は当銀行を代表する。 ③ （条文省略）	② <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。</u> 第26条 （現行どおり） <u>（取締役への委任）</u> 第27条 <u>当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u> （代表取締役および役付取締役） 第28条 （現行どおり） ② 前項の役付取締役は、取締役会の決議によって取締役<u>（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から選定され、取締役頭取は当銀行を代表する。 ③ （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会)</u> 第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または 本定款のほか、監査等委員会の定める監査 等委員会規程による。
第27条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
(新設)	<u>(常勤監査等委員)</u> 第31条 監査等委員会は、その決議によって監査等 委員の中から常勤の監査等委員を選定する ことができる。
第5章 監査役および監査役会	(削除)
<u>(員 数)</u>	
第28条 当銀行の監査役は、5名以内とする。	(削除)
<u>(選 任)</u>	
第29条 当銀行の監査役は、株主総会において選任 する。 ② 前項の選任にあたっては、議決権を行 使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主の出席を要する。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(任 期)</u> <u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(監査役会)</u> <u>第31条 監査役をもって監査役会を組織する。</u> <u>② 監査役会に関する事項は、監査役会の定める監査役会規程による。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集手続)</u> <u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</u> <u>② 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役との責任限定契約)</u> 第34条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 第6章 会計監査人 第35条～第36条 (条文省略) 第7章 計 算 第37条～第40条 (条文省略) (新設)	(削除) 第5章 会計監査人 第32条～第33条 (現行どおり) 第6章 計 算 第34条～第37条 (現行どおり) <u>附則</u> <u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> 第117期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当行における地位	取締役会への出席状況
1	再 任 さ とう やす のり 佐 藤 安 紀	取締役会長	100% (12回／12回)
2	再 任 いし づか まさ みち 石 塚 恭 路	取締役頭取	100% (12回／12回)
3	再 任 さ とう たつ や 佐 藤 達 也	専務取締役	100% (12回／12回)
4	再 任 しも むら ひろし 下 村 弘	常務取締役	100% (12回／12回)
5	再 任 むら た か いち 村 田 嘉 一 社 外 独 立	社外取締役	91% (11回／12回)
6	再 任 はま たいら ただし 浜 平 忠	取締役	100% (12回／12回)
7	再 任 こ でら ゆう た 小 寺 雄 太	取締役	100% (10回／10回)
8	新 任 こ むら まさ と 古 村 昌 人 社 外 独 立	—	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
1	さ とう やす のり 佐 藤 安 紀 (1945年 2月11日) 再 任	1968年 4 月 当行入行 1995年 6 月 当行取締役総務部長 1997年 6 月 当行常務取締役 1999年 4 月 当行取締役頭取 2017年 6 月 当行取締役会長 (現任)	24,100株
	【取締役候補者とした理由】 佐藤安紀氏は、1999年 4 月の取締役頭取、更に2017年 6 月の取締役会長就任以来、銀行の経営全般を担ってきた実績を有し、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる豊富な経験と幅広い見識を備えております。また、十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
	【特別の利害関係】 当行と候補者佐藤安紀氏との間には、特別の利害関係はありません。		
2	いし づか まさ みち 石 塚 恭 路 (1960年 4月18日) 再 任	1984年 4 月 当行入行 2007年 6 月 当行取締役仙台支店長兼仙台ローンセン ター長 2008年 4 月 当行取締役仙台支店長 2009年 5 月 当行取締役 2009年 6 月 当行常務取締役 2011年 5 月 当行常務取締役営業統括部長 2013年 4 月 当行常務取締役 2015年 6 月 当行専務取締役 2020年 2 月 当行取締役頭取 (現任) (監査部、デジタル戦略室担当)	13,700株
	【取締役候補者とした理由】 石塚恭路氏は、本部、営業店における豊富な業務経験を有し、2007年 6 月の取締役就任以来、本部・営業店においてリーダーシップを発揮し、更に2020年 2 月の頭取就任後は経営全般を担い、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる豊富な経験と幅広い見識を備えております。また、十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
	【特別の利害関係】 当行と候補者石塚恭路氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
3	さ とう たつ や 佐 藤 達 也 (1959年2月4日) 再 任	1981年 4 月 当行入行 2009年 6 月 当行取締役人事部長 2012年 6 月 当行常務取締役人事部長 2012年10月 当行常務取締役 2013年 4 月 当行常務取締役リスク管理部長 2015年 4 月 当行常務取締役 2015年 6 月 当行専務取締役（現任） （市場運用部、事務システム部担当）	11,700株
4	し も む ら ひ ろ し 下 村 弘 (1966年11月22日) 再 任	1990年 4 月 当行入行 2008年10月 当行秘書室長 2012年 4 月 当行水沢支店長 2015年 4 月 当行経営企画部長 2017年 6 月 当行取締役経営企画部長 2019年 4 月 当行取締役営業統括部長 2020年10月 当行常務取締役営業統括部長（現任） （営業統括部、経営企画部担当）	4,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
5	むら た か いち 村 田 嘉 一 (1941年3月6日) 再 任 社 外 独 立	1963年4月 株式会社日立製作所入社 1997年6月 株式会社日立製作所取締役財務部長 1999年4月 株式会社日立製作所専務取締役財務部長 2001年6月 日立キャピタル株式会社（現三菱ＨＣキ ャピタル株式会社）代表取締役社長 2006年6月 株式会社日立製作所名誉顧問 2008年4月 学校法人明治大学理事 2011年6月 当行取締役（現任）	3,900株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 村田嘉一氏は、株式会社日立製作所専務取締役退任後、日立キャピタル株式会社代表取締役社長を務められており、日立グループ金融中核企業において培われた知識・経験等を広い視野から当行の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
	【就任期間】 村田嘉一氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。		
	【特別の利害関係および独立性】 当行と候補者村田嘉一氏との間には、特別の利害関係はありません。		
6	はま たいら ただし 浜 平 忠 (1964年9月11日) 再 任	1983年4月 当行入行 2004年10月 当行南大通支店長 2008年4月 当行営業統括部副部長 2014年4月 当行本町支店長 2017年4月 当行審査部長 2019年6月 当行取締役審査部長 2021年4月 当行取締役頭取付（現任） （審査部、リスク管理部担当）	3,700株
	【取締役候補者とした理由】 浜平忠氏は、本部、営業店における豊富な業務経験を有し、2019年6月の取締役就任以来、審査部門の責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
	【特別の利害関係】 当行と候補者浜平忠氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数	
7	こ 寺 雄 太 (1968年6月6日) 再 任	1991年 4 月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行	1,500株	
		2007年 9 月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社		
		2020年 5 月 当行入行 経営企画部付顧問		
		2020年 6 月 当行取締役経営企画部長（現任）		
【取締役候補者とした理由】 小寺雄太氏は、金融業界での長年の経験を有し、銀行に対する法規制や経営管理、ならびに国内外の金融市場取引、リスク管理業務の豊富な知見を有しております。また、2020年6月の当行取締役就任以来、経営企画部門の責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。				
【特別の利害関係】 当行と候補者小寺雄太氏との間には、特別の利害関係はありません。				
8	こ 村 昌 人 (1947年7月12日) 新 任 社 外 独 立	1971年 4 月 明治安田生命保険相互会社入社	一株	
		1997年 7 月 明治安田生命保険相互会社取締役財務業務部長		
		1998年 4 月 明治安田生命保険相互会社取締役東京副本部長		
		1999年 4 月 明治安田生命保険相互会社取締役団体年金運用本部長		
		2000年 4 月 明治安田生命保険相互会社常務取締役		
		2004年 1 月 明治安田生命保険相互会社専務取締役資産運用部門長		
		2006年 6 月 東和興産株式会社代表取締役会長		
		2007年 6 月 三機工業株式会社取締役専務執行役員CSR推進本部長		
		2014年 6 月 三機工業株式会社常勤監査役		
		2018年 6 月 三機工業株式会社取締役		
		2020年 6 月 三機工業株式会社常任顧問(現任)		
		(重要な兼職の状況) 三機工業株式会社常任顧問		
		【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 古村昌人氏は、長年にわたり金融機関の運用業務に携わるとともに、複数の企業の取締役を歴任され、これらを通じて培われた豊富な経験や幅広い見識を広い視野から当行の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
		【特別の利害関係】 当行と候補者古村昌人氏との間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 1. 村田嘉一氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

また、古村昌人氏についても、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

2. 社外取締役との責任限定契約について

当行は、村田嘉一氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当行定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める最低責任限度額としております。

なお、本議案が承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。また、新任の古村昌人氏についても、同様の契約を締結する予定であります。

3. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告17頁をご参照ください。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当行における地位	取締役会への 出席状況
1	新 任 いし かわ こう き 石 川 公 喜	常勤監査役	100% (10回／10回)
2	新 任 しば た よし はる 社 外 独 立 柴 田 義 春	社外監査役	100% (12回／12回)
3	新 任 お が さ わ ら こう じ 社 外 独 立 小 笠 原 弘 治	社外監査役	100% (12回／12回)
4	新 任 つ だ あきら 社 外 独 立 津 田 晃	—	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
1	いし かわ こう き 石 川 公 喜 (1962年7月16日) 新 任	1981年 4 月 当行入行 2006年 4 月 当行久慈支店長 2009年 5 月 当行塩釜支店長 2013年 4 月 当行審査部長 2017年 4 月 当行監査部長 2020年 6 月 当行常勤監査役（現任）	900株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 石川公喜氏は、長年にわたり当行の営業店業務や、審査部長、監査部長として本部業務に携わり、業務やマネジメントの経験が豊富であり、かつ、取締役の職務執行の監査を的確・公正・効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 コーポレートガバナンスの充実や監督機能の強化が必要とされるなか、同氏の経験および知識を生かすことで当行の監査体制強化が期待されることから、同氏を監査等委員である取締役候補者といいたしました。		
	【特別の利害関係】 当行と候補者石川公喜氏との間には、特別の利害関係はありません。		
2	しば た よし はる 柴 田 義 春 (1941年2月24日) 新 任 社 外 独 立	1977年 6 月 第一商事株式会社代表取締役社長 （現任） 2004年 6 月 当行監査役（現任） （重要な兼職の状況） 第一商事株式会社代表取締役社長	600株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 柴田義春氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識を有し、引き続き、当行の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、取締役の職務執行の法令および定款に対する適合性および妥当性を客観的・中立的に監査いただくため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。		
	【就任期間】 柴田義春氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって17年であります。		
	【特別の利害関係および独立性】 当行と第一商事株式会社との間には、貸出金等の取引がありますが、柴田義春氏は当行の定める独立性判断基準を満たしております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
3	おがさわら こうじ 小笠原 弘 治 (1944年6月12日) 新 任 社 外 独 立	1984年10月 株式会社スーパーマーケットマルイチ(現 株式会社マルイチ)代表取締役社長 2011年 6 月 当行監査役 (現任) 2012年10月 株式会社スーパーマーケットマルイチ (現株式会社マルイチ) 代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社マルイチ代表取締役会長	15,300株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 小笠原弘治氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識を有し、引き続き、当 行の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、取締役の職務執行の法令および定款 に対する適合性および妥当性を客観的・中立的に監査いただくため、監査等委員である社外取締役 候補者といいたしました。		
	【就任期間】 小笠原弘治氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって10年であります。		
	【特別の利害関係および独立性】 当行と株式会社マルイチとの間には、貸出金等の取引がありますが、小笠原弘治氏は当行の定める 独立性判断基準を満たしております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
4	つ だ あきら 津 田 晃 (1944年6月15日) 新 任 社 外 独 立	1968年 4 月 野村證券株式会社入社 1987年12月 野村證券株式会社取締役 1989年 6 月 野村證券株式会社常務取締役 1996年 6 月 野村證券株式会社代表取締役 専務取締役 1997年 6 月 日本合同ファイナンス株式会社（現株式 会社ジャフコ）代表取締役 専務取締役 1999年 4 月 日本合同ファイナンス株式会社代表取締 役 取締役副社長 2002年 5 月 野村インベスター・リレーションズ株式 会社取締役会長 2003年 6 月 野村インベスター・リレーションズ株式 会社執行役会長 2005年 6 月 日本ベンチャーキャピタル株式会社代表 取締役 取締役社長 2005年 6 月 日立キャピタル株式会社(現三菱ＨＣキャ ピタル株式会社) 取締役 2009年 6 月 株式会社西島製作所監査役 2009年 8 月 宝印刷株式会社(現株式会社ＴＡＫＡＲＡ & ＣＯＭＰＡＮＹ)取締役(現任) 2015年 6 月 株式会社西島製作所取締役(現任) 2018年 4 月 一般社団法人日本コンプライアンス推進 協会会長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ＴＡＫＡＲＡ＆ＣＯＭＰＡＮＹ取締役 株式会社西島製作所取締役 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 津田晃氏は、長年にわたり複数の会社で取締役を歴任され、ベンチャー投資事業等の運営経験を有し、これらを通じて培われた豊富な経験や幅広い見識を有しており、それらに基づき当行の経営の監視を客観的に行っていただくことで、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることができる と判断し、また取締役会の多様性の観点からも機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。これらのことから、監査等委員である社外取締役として、同氏に取締役の職務執行の法令および定款に関する適合性および妥当性を客観的・中立的に監査いただくことが最適であると判断いたしました。			
【特別の利害関係および独立性】 当行と株式会社ＴＡＫＡＲＡ＆ＣＯＭＰＡＮＹの子会社である宝印刷株式会社との間には、業務委託等の取引がありますが、津田晃氏は当行の定める独立性判断基準を満たしております。			

(注) 1. 柴田義春、小笠原弘治の両氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
また、津田晃氏についても、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

2. 社外取締役との責任限定契約について

当行は、柴田義春および小笠原弘治の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当行定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める最低責任限度額としております。

なお、本議案が承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。また、新任の津田晃氏についても、同様の契約を締結する予定であります。

3. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告17頁をご参照ください。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当行の取締役の報酬額は、2013年6月21日開催の第109期定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告15頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、経済情勢、当行の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名(うち社外取締役2名)となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名(うち社外取締役3名)となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当行の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の額は、2019年6月25日開催の第115期定時株主総会において、年額60百万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、第5号議案による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額「年額200百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）。」とは別枠で、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のため報酬を支給することといたしたく存じます。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、上記の目的を鑑み、相当なものであると判断しております。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額60百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役および監査等委員である取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の譲渡制限付株式の付与のための報酬の付与対象者となる取締役は7名であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

また、対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当行の普通株式の総数は年35,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当行の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当行の普通株式の発行又は処分に当たっては、当行と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当行は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当行の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が下記（3）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に下記（3）に定めるいずれの地位をも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当行は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当行の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当行は本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当行は譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当行は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものとする。

以 上

【ご参考】

社外役員の独立性判断基準

当行は、当行において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が以下の各項目いずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当行および子会社から成る企業集団（以下、「当行グループ」という。）の役職員
2. 当行への出資比率が5 %以上の大株主又はその業務執行者（注1）
3. 当行グループとの取引額が当該取引先グループの直近事業年度における連結売上高の2 %を超える者又はその業務執行者
4. 直近事業年度末において、当行に預金又は貸出金の取引があり、かつその残高が当行グループの連結総資産の1 %を超える者又はその業務執行者
5. 当行グループから役員報酬以外に年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は所属する法人、組合等団体が該当する場合
6. 過去10年間ににおいて上記1 から5 までのいずれかに該当していた者
7. 上記1 から6 までのいずれかに該当する者の近親者（配偶者又は二親等以内の親族）

（注1）

業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場

北日本銀行本店 3階 大会議室

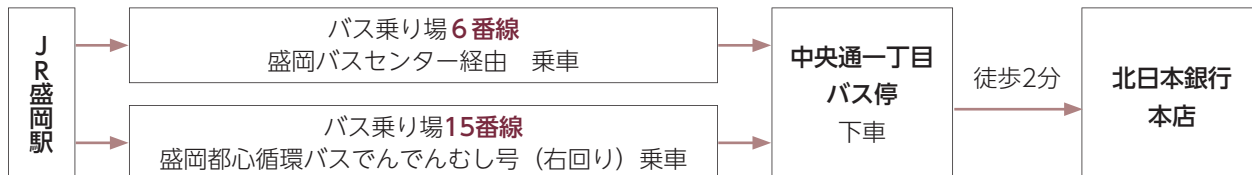
岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

電話 (019) 653-1111 (代表)



駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

交通のご案内



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用
しています。